

地価公示鑑定評価員(新規)委嘱申請書

国土交通省
土地鑑定委員会委員長 殿ふりがな
氏名1. 自宅住所 〒 _____ tel _____ () _____
電話番号 _____

2. 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (平成32年1月1日現在 _____ 才)

3. 登録番号及び
登録年月日

不動産鑑定士 第 _____ 号	不動産鑑定士補 第 _____ 号
_____ 年 _____ 月 _____ 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

4. 事務所の名称等
名 称 _____

tel _____ () _____

〒 _____
所 在 地 fax _____ () _____

e-mailアドレス _____

業 者 登 録 _____ () 第 _____ 号 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

上記事務所の 専任の不動産鑑定士である 専任の不動産鑑定士でない

※不動産鑑定士として国土交通省に登録されている氏名、住所、事務所の名称及び所在地等と相違がある場合には委嘱できないこともあります。

5. 最近3年間の不動産鑑定業務に係る職歴(新しい順に記載)

在職期間	事務所の名称	所在地	電話番号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日			() _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日			() _____
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日			() _____

※病気等により、不動産鑑定業に従事していない期間がある方は、3年6か月の間で通算3年以上従事が確認できるように記載して下さい。

6. 処罰等の有無 最近3年間に於いて不当な鑑定評価等により不動産の鑑定評価に関する法律第40条に規定する懲戒
処分を 受けたことは無い 受けたことがある → 処分の内容 _____
処分を受けた年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日最近1年間に於いて国から鑑定評価等業務に関して適切さを欠く点があると認められるものとして行政
指導を 受けたことは無い 受けたことがある → 行政指導の内容 _____
行政指導を受けた年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日最近1年間に於いて公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等から不当な鑑定評価等に関して
懲戒処分を 受けたことは無い 受けたことがある → 処分の内容 _____
処分を受けた年月日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

7. 希望地 第1希望地 _____ 分科会 第2希望地 _____ 分科会
 第3希望地 _____ 都・道・府・県

- 島しょを希望する(東京都内の分科会を希望する者のみ選択可)
 希望地に委嘱されない場合は委嘱を希望しません

8. 地価公示鑑定評価員の経験

- 経験あり → 直近の経験 平成 _____ 年地価公示 _____ 分科会に所属
 経験なし、過去に委嘱申請したことはある
 経験なし、今回が初めての委嘱申請である

9. 現在使用中のパソコンに係るソフトウェア

OS(バージョン含む) _____ 鑑定評価書作成支援ソフト業者名 _____

10. 最近3年間の鑑定評価実績

(1)件数

	平成30年度	平成29年度	平成28年度	合計件数
件数	件	件	件	件
3年間で非従事期間がある場合		平成27年度	件	

(2)主な鑑定評価実績の概要(鑑定評価実績の中から年度毎に3件ずつ抽出し、日付の新しいものから記載すること)

注) 病気・出産等により不動産鑑定業に従事できなかった期間がある者は、不動産鑑定業に従事できなかった期間を除く直近の通算3年間で各年(12ヶ月)に区切り、各年3件記載すること

土地等の所在(地番まで)	土地等の種別・類型・数量	鑑定評価を行った年月日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日
	m ²	平成 年 月 日

- ・農地、採草放牧地又は森林(以下「農地等」という。)を農地等とした鑑定評価は除いてください。
- ・地価公示、都道府県地価調査、固定資産税路線価及び相続税路線価のために実施する鑑定評価は実績には含まれません。

11. 確認事項

一(ウイルス対策ソフトの導入等)

- 地価公示業務で使用するパソコンに不必要なソフト(ファイル共有ソフト等)をインストールしません。また、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を定期的に行いセキュリティの維持に努めます。

二(情報公開)

- 鑑定評価書の開示について、異議を申し立てません。

三(研修受講履歴)

- 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会等が管理している不動産鑑定士に対して行っている研修受講履歴を、連合会が土地鑑定委員会事務局に提供することに同意します。